

航空・鉄道事故調査委員会の概要

平成19年10月26日

企画調整課

1. 組織と主な業務

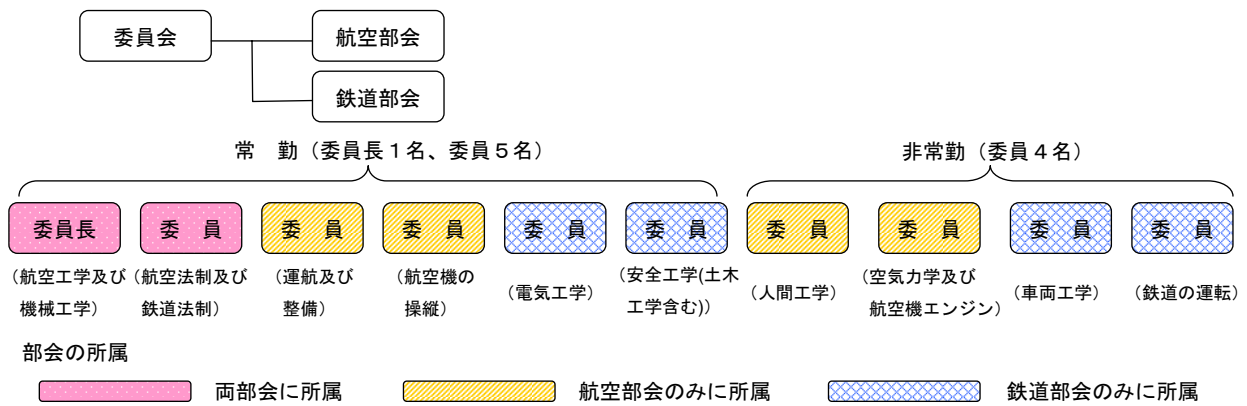
(1) 変遷

昭和48年10月12日	航空事故調査委員会設置法公布
昭和49年 1月11日	航空事故調査委員会発足 [委員長、委員 計5名、事務局長、首席航空事故調査官 他調査官計10名、総務課長他計7名]
平成13年10月 1日	航空・鉄道事故調査委員会に組織変更 [委員5名の増員、首席鉄道事故調査官 他鉄道事故調査官計6名新設]
平成18年 4月 1日	企画調整課の新設

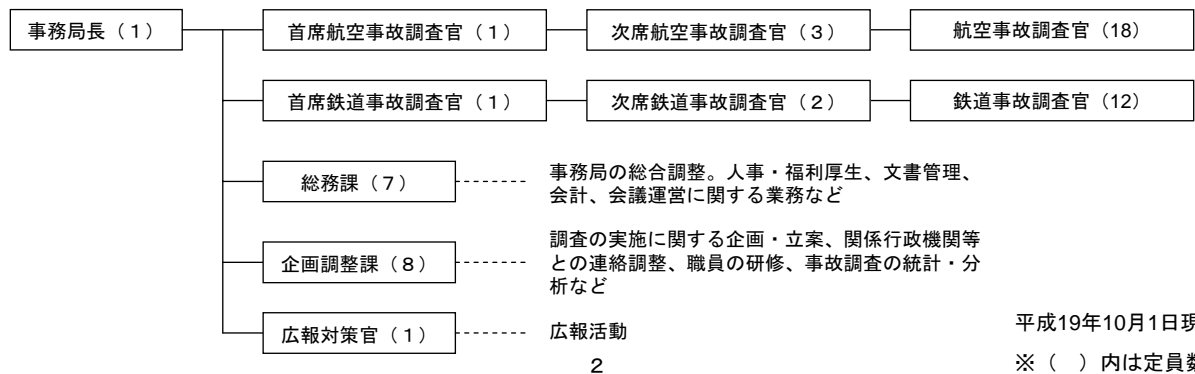
(2) 委員会の主な仕事

- ① 航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。
- ② 航空事故及び鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
- ③ 航空及び鉄道の重大インシデントについて、事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。
- ④ 調査結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のために講ずべき施策について勧告あるいは建議をすること。
- ⑤ これらの事務を行うため、必要な調査と研究を行うこと。

(3) 現在の組織



- 委員会の委員長及び委員は、独立して職権を行う。
- 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。任期は3年。



2. 調査の対象となる事故、重大インシデント

(1) 対象となる事故、重大インシデント

航空事故

- 航空機の墜落、衝突又は火災
- 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- 航空機内にある者の死亡 (自然死、自己又は他人の加害行為に起因する死亡、航空機乗組員、客室乗務員又は旅客が通常立ち入らない区域に隠れていた者の死亡は除く。) 又は行方不明
- 他の航空機との接触
- 航行中の航空機が損傷 (発動機等の単独の損傷を除く) を受けた事態 (大修理を要するものに限る。)

鉄道事故

- 列車衝突事故
- 列車脱線事故
- 列車火災事故
- 踏切障害事故 (5人以上の死傷者を生じたもの又は乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの、特に異例と認められるもの)
- 鉄道人身障害事故(同上)
- 軌道において、車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故等で5人以上の死傷者を生じたもの又は乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの等

航空重大インシデント

- 異常接近 (ニアミス)
- 閉鎖中又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み
- オーバーラン、アンダーシュート及び滑走路からの逸脱 (航空機が自ら地上走行できなくなった場合に限る。)
- 航空機内の気圧の異常な低下 等

鉄道重大インシデント

- 列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に列車が当該作業をしている区間を走行した事態
- 列車又は車両が停車場間の本線を逸走した事態
- 列車の走行中に客室の乗降用扉が開いた事態 等

(2) 事故調取扱いの航空・鉄道の事故、重大インシデントの発生件数

年	航 空			鉄 道		
	航空事故	重大インシデント	計	鉄道事故	重大インシデント	計
平成14年	35件	5件	40件	20件	3件	23件
平成15年	18件	15件	33件	23件	1件	24件
平成16年	27件	14件	41件	20件	2件	22件
平成17年	23件	15件	38件	24件	3件	27件
平成18年	18件	4件	22件	16件	4件	20件

「重大事故」

〈定義〉

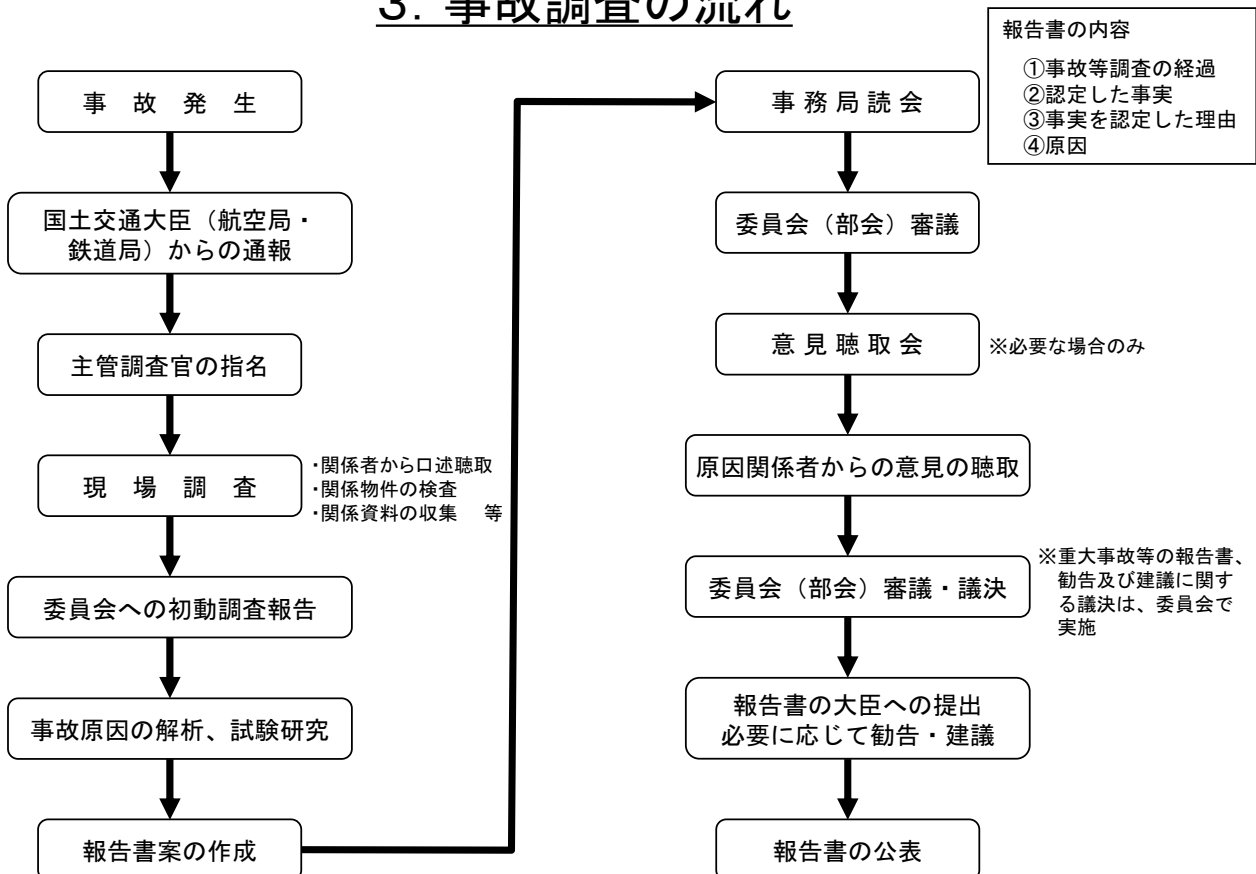
航空事故又は鉄道事故のうち、死亡者若しくは行方不明者が10人以上又は死亡者、行方不明者若しくは重傷者が20人以上のもの

〈最近5年間に発生した重大事故〉

平成17年 4月25日 JR西日本 福知山線列車脱線事故

平成17年12月25日 JR東日本 羽越線列車脱線事故

3. 事故調査の流れ



4. 勧告・建議

委員会は、事故調査後に必要があると認められるときは、調査の結果に基づき、事故の防止又は被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告を行う。

また、同様に、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対して建議を行う。

勧告・建議の件数

	航 空	鉄 道
勧 告	3	—
安全勧告 [※]	9	—
建 議	17	4

※ 安全勧告 . . . 国際民間航空条約第13附属書に基づく。